

## 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第7回）

### 議事録

#### 【開催要領】

開催日時：令和4年2月8日（火） 10：00～12：00

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、建部構成員、  
山本構成員

事務局：吉川自治行政局長、阿部大臣官房審議官、三橋行政課長、中西理事官、渡邊理事  
官

#### 【議事次第】

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

#### 【資料】

- 資料1 第6回研究会の議論の概要
- 資料2 前回研究会における指摘に関する考え方  
(私人委託制度において決済サービスを特定しようとするについて)
- 資料3 公金支出事務における私人委託制度の見直しについて（試案）
- 資料4 その他公金取扱いの見直しについて（試案）

#### 【議事録】

○高橋座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第7回の新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

資料について、事務局に御用意いただきましたので、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○渡邊理事官 皆様、おはようございます。改めまして、本年もどうぞよろしくお願いたします。

まず、前回、第6回の議論の振り返りからちょっとおさらいをさせていただきまして、新しい課題のほうに進めさせていただきたいと思います。

今回、新しい課題としては、前回、公金の収納の私人委託のたたき台を御提示させていただきましたので、支出の私人委託についてのたたき台を御提示させていただくとともに、その他地方公共団体が直接収納する、支払をするインターフェース、時代の変遷に伴っていろいろ変化がございますので、その変化を踏まえてどのように改正させていただくか、考え方なりたたき台を御提示させていただくということにさせていただきたいと思います。

以下、順次説明を進めさせていただければと思います。

まず、資料1をお願いいたします。前回の議論のおさらいであります。

前回、公金の収納の私人委託のたたき台を御提示させていただきまして、皆様から御高見を賜ったところであります。

まず、徴収の委託と収納の委託ということで、いろいろ御意見をいただきました。前回のたたき台ですと、徴収は収入の決定行為とか調定行為などを含むものですので、現行制度と同じように法令の特別な定めがある場合に限って認めることとしてはどうか。一方、収納委託のほうは、これはお金の事実上の受け取り行為の部分でありますし、納入の通知書に基づいてから収納するということとさせていただければと思いますので、地方公共団体の裁量、具体的には条例で定めた歳入について私人委託をすることができることとしてはどうかということで御提示をさせていただいたところであります。基本的にはその考え方に御了解をいただいたと思っておりますけれども、その中でも法律の書き方について御提言をいただいたり、プライバシーの問題と絡むかもしれませんけれども、収納といっても滞納処分というんでしょうか、そういった機微に関わる情報も入っているものもありますので、そこは収納委託する場合であっても、地方公共団体が説明責任を果たせる形にしてはどうかという御意見をいただいたところであります。

2ページ目をお願いいたします。引き続きまして、チェック機能についても御高見をいただいたところであります。チェック機能を強化するというので、大きな方向性は御了解いただいたものだと思っておりますけれども、その中でも、地方公共団体が個々に事業者をチェックするというのではなくて、一定程度、共同というんでしょうか、連

携した形で地方公共団体のチェック機能を果たすための一定の効率化が図られないかというような御提言をいただいたところでもあります。その他、運用の場面を捉えていらっしゃるということだと思いますけれども、チェック機能を加える場合であっても、どのようなチェックをするか、どこに着目してチェックをすべきか、そういったことも提言すべきじゃないかということをお示唆いただいたところでもあります。

引き続きまして、3ページ目をお願いいたします。私人委託、収納事務の委託を拡充する場合に当たって、受託者の損害賠償責任で一定程度、規律を設けるべきではないかという御意見をいただいたところでもあります。こちらについても事務局で引き続き検証させていただきたいと思っております。

4ページをお願いいたします。収納事務を委託した場合、さらに第三者に再委託をするという運用の実態が現在ございます。そこをどう考えるかということとはたき台をお示しした上で御意見いただいたところでもあります。再委託についても、一定程度、受託者と同様の主体制限というんでしょうか、そういった要件を設けるべきじゃないかということでは一定程度、御理解いただいたと思っております。その際、番号法とかの規定が参考になるんじゃないかとか、御知見いただいたところでもありますので、併せて検討は進めさせていただきたいと思っております。

最後、決済サービスのところでもあります。特に前回、いろいろ御議論いただいたところでもあります。私人委託制度ですと、受託者がお金を受け取った時点において納付の効果が及ぶという運用の実態とさせていただいております。片や前身の制度である指定代理納付者制度につきましては、実際に事業者、指定代理納付者なり指定納付受託者が地方公共団体にお金を支払った時点から納付の委託をした時点、キャッシュレスサービスとかの利用の申出をした時点に遡及をして納付の効果が及ぶというふうにさせていただきました。そのように納付の効果の時点が制度において違うので、そこは可能な限り統一すべきじゃないかということをお意見として、また、御示唆としていただいたところでもあります。これについては、後ほどまた我々の考え方を御説明させていただければと思っておりますので、別の資料で御説明させていただければと思っております。

以上が前回の議論の振り返りでございます。

資料2のほうをお願いいたします。前回研究会における指摘に関する考え方という資料であります。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。我々として私人委託制度において決済サービスを特定しようとする考え方をまとめさせていただいております。現行制度の考え方も含めて、また、おさらいも込みになってしまいますが、改めて御説明を申し上げたいと思います。

まず、私人委託制度の考え方でありまして、私人委託制度は昭和38年にできた制度でありまして、地方公共団体から委託を受けた者が納入義務者に対して地方公共団体に代わって、代位して徴収または収納することを可能とする制度として設けられたものであります。

これまでの一般的な決済手段としては現金ということが前提であったということもございまして、私人委託制度による徴収・収納の場面においても、当然に受託者が現金を収納するということが前提とさせていただいて、長年にわたり運用してきたという実態がございます。その上、現金ということでありまして、受託者から地方公共団体への支払において未納などのリスクが低いという実態、あと、地方公共団体に代位して受託者が収納するということが踏まえまして、受託者に納入義務者から納付があった時点において、地方公共団体と納入義務者との間で債権債務関係が消滅して、地方公共団体に対して納入義務者から納付があったものとして取り扱ってきたという運用の実態がございます。

制度をそのように運用してきたところでありまして、平成15年以降、地方自治法施行令の改正などによりまして、地方税の収納においてコンビニ収納とか拡充をされてきたところでありまして、そのようなコンビニ収納とかが普及して定着してきたところでありまして、制度導入時の現金による納付を前提とするということと、納付の効果を受託者に対して納入義務者が納付をした時点とする運用の考え方が継続してきたところでありまして。

一方、現金による納付以外にもキャッシュレス、特にプリペイド方式ですけれども、こういったものも普及をしてきたところでありまして、運用の実態として、私人委託制度を活用して運用されてきたということがあります。スマートフォンアプリ決済サービスをコンビニと同等の位置づけをしまして、収納代行会社がまとめて収納するという運用が実態として行われてきたということでありまして、その際もプリペイドサービスを支払の申出の時点において納付があったものとして取り扱われて運用してきているという実態がございます。

2 ページ目をお願いいたします。一方の指定代理納付者制度の趣旨・経緯等ということでございます。

まず、指定納付受託者、本年の1月4日から新しい制度として施行させていただいているところでありますけれども、その前身となる指定代理納付者制度は、納入義務者が地方公共団体の歳入についてクレジットカードにより納付することができるものとして、平成18年の地方自治法改正などによりまして導入されたものであります。

私人委託制度の現金を前提しているものとは違いまして、クレジットカードサービスによる場合は、クレジットカード事業者から後払いをさせるというサービス形態となっておりますものですから、指定代理納付者制度においては、実際に地方公共団体に対してクレジットカード事業者からの納付があるまでの間の歳入確保の確実性を確保するために、クレジットカード会社から納付があるまでは地方公共団体と納入義務者の間の債務関係は消滅させないという取扱いとさせていただくことを前提とさせていただきました。その上で、クレジットカード事業者からの納付があった時点から、納入義務者がクレジットカード事業者に納付の委託をして時点に遡及して納付の効果が及ぶという取扱いとさせていただきまして、概念上発生する延滞金などの不利益を解消するため、不利益な取扱いを排除するというを制度の趣旨としているものであります。これはクレジットカードによる納付の場合であっても、歳入確保の必要性和納入義務者側の利益保護の必要性の両者の調和を図るものとして、このような制度とさせていただいているところであります。第三者を経由してお金を納める2つの制度を説明させていただきました。

一方、そもそもでありますけれども、地方公共団体の歳入の収納方法の原則、地方公共団体が直接収納する場合の原則ということでございます。

地方自治法におきましては、歳入の収入についての収納方法は法律により明定する規定はありませんが、現金によることを前提としているところであります。それに代わる手段として、証紙による収入、あとは口座振替、証券納付、もしくは証券の取立て・納付の委託ということが法律上明定されているところであります。

現金以外の方法でここに明示されているものは、現金と同様に歳入確保の確実性が高い手法であるということと、金銭的価値の変動がないものと、現金への換金が容易な手法として社会一般的に認められるものとして、地方自治法上位置づけられてきたという

ことであります。一定程度、現金との同等性というものが確認されたものが地方自治法上規定されているということでもあります。

最後、3ページ目でございます。我々として、今回、私人委託制度において決済サービスをなぜ明確化しなきゃいけないかということでもあります。

まず、プリペイド方式の民間における運用の実態であります。プリペイド方式は、加盟店側に利用者側から商品などの代金額に相当する情報の移転、プリペイドカードの提示、もしくはプリペイド方式の利用の申込みをして、情報の移転が完了した時点において利用者の加盟店に対する代金支払債務が消滅するという取扱いとしておるところであります。4ページに規約が書いてありますので、御参照いただければと思いますが、プリペイド方式によっている各社の利用規約などを見ますと、そのような取扱いが明定されているところでもあります。キャッシュレスサービス事業者に対して、このような取扱いとさせていただいていますので、私人委託制度が前述のとおり私人が納入義務者から収納した時点で納入義務者の地方公共団体に対する債務は消滅する取扱いとしていることと平仄、バランスは取れるものなのかなというふうに考えております。

一方、クレジットカードサービスなりポストペイ方式でありますけれども、これはカードの提示とかの利用の申込みの時点では債務を消滅しないこととした上で、クレジットカードなりポストペイにより購入した商品の所有権は、利用者がその購入に係るクレジット代金を完済するまで当該クレジットカード事業者に留保される取扱いとされていることが一般的でありますし、このことはそれぞれの事業者の利用規約にも明らかに定められているところでもあります。これは私人委託制度の趣旨なり運用実態と整合しないのではないかという問題意識を我々として持っております。

仮にクレジットカードやポストペイ方式の利用を認めて、実際に納入義務者が金銭を支払った時点で地方公共団体に対する債務を消滅させる取扱いとした場合、地方公共団体が私人委託に伴う通常のリスクに加えて、納入義務者の不履行リスクを別途抱えてしまうことになるのではないかと、現金やプリペイド方式に比べて歳入確保の不確実性が高まるんじゃないかと、実際のサービスの利用実態、運用実態、商取引の実態を鑑みると、どうしてもそのように考えざるを得ないんじゃないかというふうに思っております。

したがって、あくまでも現時点でありますけれども、現時点でのこのような運用実態を踏まえれば、私人委託制度によることができる決済サービスといったものを現

金とプリペイド方式に限定してみてもどうかという御提案をさせていただいたというのが我々の考え方でございます。

前回いただいた御質問、問題意識に対する回答として御説明させていただきました。

引き続きまして、支出事務の私人委託の新しいたたき台について、御説明させていただきたいと思います。資料3を御覧いただけますでしょうか。

おめくりいただきまして、1ページから御説明させていただければと思います。

まず、我々として、なぜ公金支出事務における私人委託制度の見直しについて、たたき台を御提示させていただくこととしたか、我々の問題意識をまず御説明させていただきたいと思っております。

前回研究会におきまして、収納の私人委託について、たたき台を御提示した上で御高見を賜ったところでありますけれども、私人による公金の取扱いの見直しに当たって、私人による地方公共団体の歳入徴収・収納事務の委託と同様に、私人による地方公共団体の歳出の支出事務の委託についても、社会全体のデジタル化の要請に應えるとともに、住民の利便性の向上と地方公共団体の裁量性を拡大する方向で見直しをすべきじゃないかということでもあります。公金の収納事務の委託の根拠条文、地方自治法の第243条においては、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収・収納事務もしくは支出事務について、私人に委任してはならないというふうに根拠条文が同じところもございます。そのものについて収納を見直すのであれば、公金取扱いの一つとして、支出事務についてもこれを見直すべきじゃないかということでもあります。

片や、下の小さい丸のところに書かせていただいておりますけれども、地方公共団体のニーズとしてもあるということでもあります。昨今、新型コロナウイルス感染症対策としまして各種給付金が住民の方々とかにお配りをされているところであります。その際、地方公共団体が直接交付をする、配分をするというよりも、私人にお任せしたほうがいいんじゃないかというような問題意識、御提案などが各種ございました。そのような活用の必要性があるということでもありますし、一方、また後ほど説明させていただきますけれども、徴収・収納事務の私人委託制度と同様に、支出事務についても委託をできる経費というものが特定されているところであります。なので、必ずしもニーズがあったからといっても、制度上、一定の制約があるということもありますので、一定程度、地方公共団体の裁量性を拡大することに意義はあるんじゃないかというふうに我々は考えております。

引き続きまして、現行制度について御説明させていただければと思います。

おさらいであります。地方公共団体は、地方自治法第243条において、法律又は政令に定めがある場合を除き、公金の支出の権限を私人に委託し、又は私人に行わせてはならないこととされていることと併せて、地方自治法施行令第165条の3第1項において、原則として禁止されている私人による公金支出事務の取扱いを一定の経費に限って認めることを規定させていただいているところであります。

具体的には、3ページに關係条文がありますので、御覧いただければと思います。まず、地方自治法の第243条があり、その下に地方自治法施行令第165条の3があります。地方自治法の第165条の3の第1項には、支出事務の委託をできる経費が規定されております。具体的には、地方自治法施行令第161条、資金前渡のところでありますけれども、下線を引っ張っているところが支出事務の委託が認められる経費として定められているところであります。1号の外国において支払をする経費から、15号の2月以上の期間にわたり云々というところであります。あと、2項で過誤納の場合の還付金というところが規定をされているところであります。

1ページにお戻りいただきまして、このように経費を限定させていただいておりますのは、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確にならず、公正な取扱いが期待され、かつ経済性が確保できる場合であって、地方公共団体が直接行うよりも私人に行かせたほうがより適切じゃないかと考えられるものを一定の限度で認めさせていただいたというものであります。

それで、具体的に認めている経費を御覧いただいて、一定程度御理解いただければと思いますが、住民の便益の増進を図る目的とか会計事務の効率化という実務上の要請に基づいて個別に認めているものでありまして、例えば支出額や支払先、契約の相手方とかが不明なまま委託をするものもあり、あとは支出額や契約の相手方が確定しているかしていないかとか、そういったところを明確に切り分けて定められているものじゃなくて、ある程度、ニーズがあるものを認めているという形態を取らせていただいている、共通する性格があるというものであります。

2ページをお願いいたします。ここでおさらいですが、支出事務の委託といったときの支出事務の概念でありますけれども、支出事務というものは支払を決定する行為、意思決定する行為、支出負担行為と、その決定した行為に基づきまして支出負担行為に基づきまして首長が会計管理者に対して支払を命ずる行為、支出命令と、あと、会計管理

者が実際にお金を払う行為、支払、この3つの概念によって構成されている概念であります。支出事務の委託というフェーズにおきましては、私人は交付を受けた資金の目的に従って債務を負担し、その債務を履行するために正当な債主に対して支払をすることとなるものでありまして、地方公共団体は支出事務として支出負担行為、支出命令、そして支払の事務の全部または一部を委託することができることとなっております。

飛びまして、4ページをお願いいたします。見直しの方向性のたたき台として御提示させていただいております。

1つ目は、現行の制度の繰り返しです。

2つ目、現行制度の考え方を維持した上で、一定の条件の下、取り扱うことができる経費の範囲について、地方公共団体が条例で定める経費について対象とするなど、自治体の一定の裁量を認めることとする方向で見直しをしてみてもどうか、そういった見直しができるかどうかということでもあります。

仮に経費の範囲を拡大するとか制度の拡充を図る場合、現行制度と同等以上の水準を確保するための新たな措置・手続というものも必要なんじゃないかというふうに考えております。これは収納事務の委託範囲を拡大するときと考え方が同じものでございまして、裁量性の拡大に伴いまして、一定程度の規範を設けてみるかどうかということでもあります。

まず、私人に委託することができる支出の事務、経費の範囲であります。先ほど申し上げましたように、私人委託制度を活用することができる経費については、自治体の裁量に委ねることとして、具体の経費の決定については、議会の議決を経て指定金融機関を指定しているということも踏まえまして、これも収納と同じ考え方ですけれども、具体的な経費の決定については条例で定めるということとしてはどうかということでもあります。

仮に、包括的に裁量を認めるといった場合、支出事務でも機能を3つに分けたときに、その3つの機能をそのまま丸ごと委託することができるかどうか、収入については徴収と収納でその取扱いに差異をつけたところでもありますけれども、支出の場面についてはどうかということでもあります。これは先ほど申し上げましたように、支出の事務をすることができる経費については、現行制度上も様々な経費がある中においても、その取扱いに違いを設けていないということも踏まえまして、特に新たな制限を設けなくていい

んじゃないか。経費ごとに支出負担行為ができるできないとか、そういった差異を設けなくてもいいんじゃないかということでもあります。

5ページをお願いいたします。支出事務の委託の相手方、受託者となることのできる者の要件の設定であります。これも前回の徴収・収納のときに、たたき台で御提示させていただいたものであります。一定の裁量性を自治体に委任するということであれば、受託者となり得る者の要件を定めてはどうかということでもあります。

現行制度上、特に要件というものが設けられておりませんので、徴収なり収納と同じような要件をこの際設けてみてはどうかということでもあります。

2つ目の丸は、再委託のことについて書かせていただいております。これも徴収なり収納と同じ論点ということでもありますけれども、特にニーズとして、地方公共団体から再委託したいということが寄せられているわけではないんですけれども、制度上、再委託をする可能性を積極的に妨げるものでもないもので、もし再委託をする場合には許可制にするとか、そういった地方公共団体の確認を経てから再委託できるという仕組みにしてはどうかということでもありますし、再委託の相手方についても同様に主体制限というんでしょうか、なることができる要件というものを設けてみてはどうかということでもあります。

最後、6ページでございます。受託者に係る手続等の規定であります。

現行制度において、受託者の行為規範となる手続って具体的にあるものじゃないんですけれども、受託者の取り扱える事務の範囲を拡大することを踏まえまして、新たな手続を加えるべきかどうかということでもあります。

例えば、こちらの案でありますけれども、現行制度におきましては、支出事務を委託する場合に、必要な資金を交付するというところまでの手続はあるんですけれども、支払の目的とか相手方の特定の方法とか支出額の算定・決定方法などの受託者が支出負担行為に相当する行為を行うに当たっての手続についての法令上の根拠がないので、あらかじめ指示書みたいなものを資金の交付とともに提示できるようなことを手続規定として規定してみてもどうかということを書かせていただいております。

最後、チェック機能等についてというところでもあります。

現行制度において、支出結果の会計管理者への報告義務とか会計管理者による検査といったものが規定されているところでもあります。これに加えて、裁量性を拡大する

際に併せて重ねて行うチェック機能というものはありやなしやということをまた御意見を賜ればと思っております。

以上が支出事務の委託のたたき台であります。

最後、資料4をお願いいたします。その他公金取扱いの見直しについてということでありまして、1ページを御覧いただければと思います。こちらも、たたき台を提示するに際しての我々の問題意識から御説明させていただきたいと思っております。

まず、問題意識としまして、重ねてでありますけど、現行制度の取扱いであります。地方自治法においては現金によることを前提とさせていただいた上で、証紙収入だとか口座振替といった代替措置を設けているというところであります。

その中で、例えば口座振替の具体的な方法が地方自治法施行令第155条に規定されているところがございますけれども、その規定の内容としまして、納入義務者が地方公共団体の指定金融機関もしくは指定代理金融機関、収納代理金融機関もしくは収納事務取扱金融機関、指定金融機関グループの中に納入義務者が預金口座を設けている場合に限って、口座振替の方法により納付をすることができるというふうに限定されているところあります。口座がある場所を限定されているということでもあります。

この理由といたしましては、昭和38年にこの制度ができたときには、金融機関間で為替取引を行うためのコルレス契約というものをバイで締結しなきゃいけないという実態がございましたので、指定金融機関になるということはもうコルレス契約があるということ为前提として制度が創設されたというところあります。ただ、その一方で、前回も御説明させていただいておりますけれども、昭和43年に全国銀行データ通信システムというものが稼働され、昭和48年に全国銀行内国為替制度が発足して、我が国にある金融機関と名がつくものは、おおむね全銀ネットと言われているネットワークを通じて為替取引が行えるようになったという実態があります。そのような実態を踏まえて、口座振替などの為替取引が可能な環境が整備された状況を踏まえまして、地方自治法の規定も見直してみてもどうかという問題意識であります。

併せまして、金融取引等の社会活動はITなどの活用で高度化しているということもございますので、この際、併せて何か見直すべき、追加すべき納付の方法とかありやなしということも検討してみてもどうかというふうに考えております。

最後、見直しの方向性のところあります。

最後の囲みのところでありますけれども、口座振替の方法による納付については、指定金融機関グループ内に納入義務者の預金口座がある場合のみに限られて認められているものでありますけれども、これを指定金融機関等に限定せず、口座振替という方法を幅広く認めてみてはどうかということでもあります。また、ATMから口座振込をする、ATMから直接、地方公共団体の口座にお金を入れるという行為について、特段、地方自治法上の規定はないのですが、これをこの際、改めて追加してみてもどうかということでもあります。

もう一つ、問題点として、それぞれの歳入の方法を地方自治法上に個別に明記していくべきなのか、それともある程度、地方公共団体の裁量に委ねて規則事項とすべきなのか、そういったことについても御知見賜れればと思っております。

長くなって恐縮でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じます。

どなたからでも結構でございますが、まず、資料1、2の前回のお話について御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

○片桐構成員 それじゃあ、よろしいですか。片桐でございます。

○高橋座長 お願いします。

○片桐構成員 御検討いただき、ありがとうございました。少し論点が整理できたかなというふうに思っているんですけど、結論としては、なおちょっとぴんとこないのですが、現時点のリスク判断ということのようですので、これ以上いたずらに絶対にここを拡充すべきだという主張はいたしません。ただ、資料2の3ページの上から3番目の丸のところですが、私人委託に伴う通常のリスクに加え、納入義務者の不履行リスクが別途加重されているということで、その意味で2ページの趣旨・経緯等の2番目の丸の末尾のところで行われている歳入確保の必要性と利益保護の必要性の調和という観点からリスクが高まっているから、今回、導入は、取りあえず現時点では見送りたいという御趣旨だというふうに口頭の説明で伺ったところで理解しました。この3ページの書き方だと、そのニュアンスがいまいち出てこないというか、納入義務者の不履行リスクが別途加重されるというのは、この後の事情がどう変化しても加重はされ続けるので、

今後、これができるようになる事態がやってくるという感じがしないのですね、ちょっと書き方だけ気をつけていただくことは可能でしょうか。

ありがとうございました。

○高橋座長 片桐先生、どんなニュアンスであればよろしいでしょうか。

○片桐構成員 例えば、現時点での運用実態というのをもうちょっとだけ具体的に触れるとか、将来どういうリスクが下がってくるとか、どういう障害がなくなってくればもう少し考えてもいいみたいな形の展望が開けるのかというのを3ページの上から4番目の丸のところには何か一言、口頭で御説明していただいた趣旨に沿ってで構いませんので、付け加えていただければいいかなというふうに思います。

○高橋座長 そうすると、現状、不履行リスクは制度的に解消できていないというか払拭できていないというか、そういうことを言えばよろしいということですかね。

○片桐構成員 不履行リスク自体は今後もあると思うんですね。ゼロには絶対ならないと思うのです。クレジットカード納付ということの形態に伴うリスクって絶対にあるはずなので、それだけではちょっと弱くて。現実、今の窓口の場合でもクレジットカード払いができるようになってきているというのは、2ページでも言っていただいたように、やっぱりある程度リスクはあるけれども、利便性の高まりというのを読んで、そのリスクをある程度受け入れているわけですね。そのニュアンスが出ないと、リスクがあるから駄目だというと、今後もずっとリスクがあり続ける限り駄目なんじゃないかというふうに読めるのではないかということですね。

○高橋座長 分かりました。

建部先生、いかがでしょう。

○建部構成員 今、片桐先生のおっしゃったところで、私も一緒にお伺いしたいところがあつたんですけれども、リスクのお話です。いただいた資料2の4ページでクレジットカードの約款が示されていますけれども、第17条や第12条のところは、あくまでもクレジット会社と消費者との間の担保の話であって、クレジット会社と、いわゆる商品を提供する、もしくはサービスを提供するものとの間の債権債務関係がどうなるかということは一切関知していないところですし、また、いわゆる物、現物がある取引とは違いまして、サービスを提供する場合、もう既にクレジット決済をした時点でサービスの提供が始まれば、どういった債権債務の関係になるのかということが全く示されていないので、結局……。

- 高橋座長 すみません、建部先生、音声が切れました。
- 建部構成員 すみません。クレジット会社と、あとはクレジット決済を導入したサービス提供会社との約款を見ていただきませんか、片桐先生のおっしゃったようなリスクの評価というのは正確にできませんので、こちらの今示していただいたのはあくまでも消費者とクレジット会社との間の約款の関係がどうなるかですので、もうちょっとこの辺、リスクを考えて導入しないというのは分かりましたけれども、リスクに関して、材料としてはちょっと足りないのではないかとこの点を1点、片桐先生のお話と併せてお伝えしておきたいかと思いました。
- 高橋座長 大体分かりました。どうもありがとうございました。
- 事務局、いかがでしょうか。
- 渡邊理事官 貴重な御高見いただきましたので、今後の見直しのきっかけとなるような、こういった場合だったら見直しをする環境になったということも御提示できるようにしたいと思いますし、建部先生がおっしゃっているリスクのところも、もう少し詳しくたたき台として御提示できるようにしたいと思います。
- 高橋座長 では、小西先生、どうぞ。
- 小西構成員 小西です。
- お二人の先生とほぼ同じ問題意識だと思うんですが、直接、地方公共団体が受け取る時は、クレジットカードであっても、それはできますよと。私人に委託したら、私人がクレジットカードでの受け取りをするのはリスクが高いよという、その差が具体的になぜ直接、地方公共団体だとリスクが低く見えて、私人に委託した途端にリスクが高くなるのか、その説明が十分じゃないんじゃないかなと私は伺っていて思ったんですけど、その点はいかがでしょう。
- 高橋座長 事務局、いかがでしょう。
- 三橋行政課長 小西先生、直接、地方公共団体に払う場合にはリスクがないということの誤解があるんじゃないかと思うんですけども、私人委託の場合、私人委託された私人に収納した時点で、地方公共団体ともともとの納入義務者との債権債務は消滅すると。一方で指定代理納付者制度、あるいは指定納付受託者制度の場合だと、納入義務者は支払ったつもりでいるんですけども、まだ地方公共団体にはそれが届いてないということですので、届いた時点で債権債務は消滅させようということですので、地方公共団体から見ますと、現金もしくは現金に近いものが到達しないと債権債務は消えないと。た

だ、指定納付受託者とか指定代理納付者については、納入義務者はクレジットカードなどで支払っている場合だったとしても、そこで支払っているというふうに認識しても、その時点では債権債務は消えていないという整理になっているという説明をさせていただいたつもりでございます。

○小西構成員 そうであるとすると、なぜその仕組みが私人に委託したときにはできないかということですよ。

○三橋行政課長 それは渡邊理事官のほうから申し上げたように、私人の委託というのは、言わば収納窓口の委託と自治体自体の窓口が延びていくというようなイメージでございます。一方で、指定納付受託者制度や指定代理納付者制度の場合は、あくまでも支払う側の、納入義務者の側の代理人もしくは委託者として地方公共団体にさらに払っていくという構成でございますので、その構造が違うということでございます。いずれにせよ、地方公共団体と納入義務者との債権債務消滅は、地方公共団体に対しまして現金もしくはそれに近いものが納付されなければ消滅はしないという整理になっているということを資料2の冒頭で御説明させていただいたつもりなんですけど、ちょっと分かりにくかったかもしれません。

○小西構成員 ということは、指定納付受託者制度や指定代理納付者制度の場合におけるクレジットカードの支払のときは支払者の手足だからよくて、今回の場合（私人への委託の場合）は地方公共団体の手足だから慎重だよと、こういうことですかね。

○三橋行政課長 そういうことになります。

○小西構成員 その辺りがもうちょっと明確に説明ができていたほうが良いような気がしました。ほかの先生方が十分理解しておられて、私だけが理解が足りないのかもしれないですけど。

○高橋座長 その辺は配慮していただいて、再検討していただくかどうかは事務局にお任せしますので、よろしくお願いします。

○小西構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 片桐先生は手を下ろされたわけですね。

○片桐構成員 いや、実はこれ、リスクの問題ではなかったんじゃないかと一瞬思いついたんですけど、私の誤解だったので大丈夫です。ありがとうございました。

○高橋座長 分かりました。

一当たり、資料1、2については御議論いただきましたが、追加で何かございますでしょうか。

○木村構成員 すみません、よろしいですか、木村です。

○高橋座長 じゃあ、木村先生、どうぞ。

○木村構成員 資料2の関係で、ポイントは恐らく3ページ目だと思いますが、結論的なところで、最初の2つの丸というのは、結局、現行上2つの制度が別個に存在していて、私人委託と指定代理納付という別個の制度であるということだと思います。それから、3つ目のリスクの問題というのは、私も前回申し上げた内容ですが、恐らく先生方それぞれの見方によって変わってくるところで、なかなか決着がつかないところだと思います。私自身としては、3つ目の丸の2行目、納入受義務者の不履行リスクというのは、現行制度の下では変わらないと思います。つまり、今の取引慣行を基礎にしながら現行の2つの制度を維持して、それぞれの建前を残す限りにおいては、運用で変わるということにはならないと思っています。そういうことで、なかなか難しい問題で、前回、建部先生の御指摘に対して、少し中途半端なことを申しましたけれども、基本的には、前回も申しましたように、この話は公金の概念の話なんですね。現金の所有権とか、あるいは債権の優先権とか、そういう民法上の話ではなくて、公金の範囲をどう設定するかという、自治法上の概念であって、その辺りについて、事務局が何度も説明されていることだと思います。フランス的に言えば、これは監査の範囲がどこまで及ぶのか、さらにそれに連動して、特殊な損害賠償責任がどこまで及ぶのかという問題につながるわけでありまして、必ずしも所有権とか優先権、あるいはリスクの話とは直結しないというのが私の理解です。

裏口から今の話を補足しますと、小西先生のおっしゃるような問題が、具体的にどういう形で生ずるのかというと、例えばコンビニ収納で私人委託の仕組みを使った場合に、クレジットで払って、要するにまだ完全な決済が終わってない、ペンディングな状態のときに、監査が及ぶのかどうか、そういう話につながってくると思います。ここでもし、クレジット払いを現金と同様に認めるということになりますと、そういうペンディングなものについても監査を及ぼすということになりますから、公金の概念の枠組みは崩れてしまうわけです。そういう微妙なところで、日本的な公金の概念に支障を来すことになります。

もっと具体的に言えば、その場合の手数料をどうするのか、手数料を誰が負担するのかという話にもなると思います。私人委託の場合には公共団体側の側が負担するのだけれども、クレジットの場合には、代理納付者が私人側、私人の手足ですので、私人の側が負担するということになるはずで、そういう場合、要するに私人委託とクレジットを併用した場合にどちらが負担するのか。私人委託のロジックであれば、公共団体が負担することになるでしょうし、そうすると、クレジットに関する指定代理納付の手数料の建前が崩れることになると思います。そういうマージナルなところで、いろいろな齟齬が生ずるわけで、それが、私の理解するところでは3ページの一番最初の丸の最後のところの、整合性という話になるのだと思います。このように、公金概念、監査の範囲の問題、あるいはマージナルな話で言えば手数料の問題、そういう話に波及するおそれがあるから、現行法上、この2つの制度を両立させている以上は、区別せざるを得ない、相互乗り入れはすべきでないというのが私の理解です。あまり文面でいじってもしょうがないのではないか、というのが私の印象です。

以上です。

○高橋座長 御指摘、どうもありがとうございました。

事務局、何かコメントありますか。

○三橋行政課長 今の木村先生の御指摘で、指定代理納付受託者とか指定納付受託者制度の場合、納入義務者が例えばクレジットカードとかで払いました、あるいは何とかペイとかで払いましたというふうな場合、それは私人とクレジットカード会社の関係なんですけれども、その時点ではまだ自治体のほうに実際の金額なり現金に近いものは納入されておきませんので、自治体としては、まだ債権債務が残った状態になっているという状態でございます。ですので、クレジットカード会社側に監査が入るとか、そういうことには恐らくならないんだらうなというふうに思っているところでございます。

○渡邊理事官 監査委員による監査は入らないんですけれども、新しくできた指定納付受託者制度については一定の調査権を認めております。それは指定納付受託者という立場を鑑みて、一定程度、地方公共団体にお金を払うという役割を担っているものですから、一定程度の調査権は認めておりますし、書類の提出権とかも認めております。ただ、監査委員の監査は第199条の第1項で財務会計事務に限定されているものですから、そこに監査が入ることはできないと思いますけれども、首長の調査権は入ることができると思っています。

○木村構成員 ありがとうございます。今の御説明は、制度としてはそのとおりであって、広い意味での監査とか監督の観点からみれば、実際的な違いが出てくるということはないと思います。ただ、自治法上の監査の対象になるということは、特別な賠償責任の基礎になるものであって、日本的に言えば住民訴訟の対象にもなりますから、制度的には大きな違いであって、本来はそういうところから議論するべきだというのが私の問題意識です。監査とそれ以外の監督手段があるということは、私の問題意識からすると派生的な話ですが、強調させていただきたいのは、監査権限とそれ以外の調査権限は制度的に別物であって、その適用範囲は区別して考えるべきだということです。

いずれにしても、監査の対象をどう定めるのかということについて、現行法が二本立ての仕組みをとっていることは疑いのない事実ですので、それを踏まえて制度の運用を考えるということになると、事務局の結論になるということで、結論的には異存がないところです。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

この論点、ほかに御意見ございますでしょうか。はい、では、小西先生、どうぞ。

○小西構成員 木村先生の1つ前の御説明で大変よく分かりました。ありがとうございます。

なぜこの問題にこだわっているかということ、先ほどの電子マネーのことで言うと、電子マネーにクレジットチャージをするということはできるわけですよ。それで支払った場合は支払ったことになるということなので、国民から見たときに、その差が本当のところ、よく分かるのかなというのは、私自身は素人なもので、説明があまりよく分からないというのが正直なところだったんです。整理の考え方は、先ほどの木村先生の御教示で非常によく分かりました。ちょっと感想です。

以上です。

○高橋座長 片桐先生、いかがでしょうか。

○片桐構成員 今の小西先生の御感想に物すごく共感しますが、先ほど木村先生の御意見の中で手数料の話があったかと思うんですけど、私人委託された窓口で現金以外の方法で支払をするということですから、納入義務者から見れば支払をするということです。それはクレジットカードを支払手段、納付手段として選択したら、手数料は当然、納入義務者の側が負担するでいいんだと思うんですね。なので、あまり大きく違わないのか

なというふうには思います。だから、整理としてはリスクの問題だけが残るかなというふうに思っています。その他の点については、木村先生と全く同意見です。

以上です。

○高橋座長 木村先生、何かありますか。いいですか。

○木村構成員 もともと手数料の件は、マージナルな問題としてお話したのですが、考え方としては、私人委託の中でクレジットを認めるというのであれば、手数料は私人委託の論理に乗って公共団体が負担するという考え方もありうると思います。これを含めて、さまざまな微妙な問題が生ずるわけですので、そうした議論の錯綜を避けるという観点も必要だと思います。

○高橋座長 ありがとうございます。

一当たり御議論頂戴したと思います。結局、事務局の結論で良いとの話だったと思いますが、こういう見方もあったみたいな文章を付記するののかも含めて、事務局でもう一回、整理していただければありがたいと思います。

事務局、いかがでしょうか。

○渡邊理事官 そのようにさせていただきたいと思います。

○高橋座長 では、資料1、2につきまして、山本先生、特段御発言なかったですが、それでよろしいでしょうか。

○山本構成員 それで結構だと思います。

○高橋座長 それでは、資料1、2につきましてはこのぐらいにしまして、次の資料3以降の話について御議論頂戴したいと思います。御自由に御発言を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

石川先生、どうぞ。

○石川構成員 すみません、ありがとうございます。

今度は支出に関連して議論を進めるということですが、1ページ目の問題意識の3行目、社会全体のデジタル化の要請に応えるとともに、住民の利便性の向上と地方公共団体の裁量性を拡大する方向で見直しをすべきではないかという問題意識、とても良いと思われました。その際に、整理をお願いしたいと思っておりましたが、5年後までに20業務のシステムの標準化の中に現金の支出に関わる業務も入っていることです。この辺りの支出に関わる業務、どれだけあるかについて、できればピックアップしていただいて、もし拡大の方向で進めるのであれば、システムの標準化と併せて議論

されていくという作業をすることで、スムーズに運用が進められるのではないかと思います。

それから、支出ということになると、この資料にもありますとおり、支出負担行為、支出命令、支払をセットで、内部統制が強固であるところは理解しています。事務局のほうでも、6ページのところで、上記以外に地方公共団体によるチェック機能を新たに加えるべきことがあるかという問題意識があるようですが、おそらく、加えた方が良いのではということをおうかがっていて思われました。その際に、どこまで拡大するか、どの現金の支出に対してそれを認めていくか、それを一度整理していただけると、どこまで会計管理者のチェックを広げるかというところにもつなげて考えることができます。その辺り、一度、どんな業務が支出に該当するのか、そのことの整理をお願いしたく思いました。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○三橋行政課長 行政課長の三橋ですけど、まず、冒頭、自治体の支出についてのシステムの標準化というふうなお話でしたが、昨年成立いたしました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の標準化ということになりますと、標準化対象業務は20業務というふうに決まっております、その20業務の対象は国の法令で決まっている業務、例えば住民台帳とか児童手当、選挙、税とかいろいろあるんですけども、その業務システムを標準化するというのが基本的な仕組みでございます。それはそれで、もちろん、支出を伴うものもあるんですけども、実際に標準化の対象業務は、業務を行っている誰が対象者であって、誰がその要件に該当し、誰に交付するかということのシステムをそれぞれ各自治体ばらばらだったものを標準化するという仕組みでございます。実際に会計行為といいますか、財務会計のシステム自体を標準化法の標準化対象業務にしているということではないんですね。ですから、今のところの法律の立てつけとしては、国の法律、あるいは各自治体で共通してほぼ一緒にやらなきゃいけないような業務等を含めて標準仕様というのを国がつくって、それをベンダーに開発してもらい、それを各自治体を使うという仕組みにはなりますけれども、実際の支出の財務会計システム自体まで今、標準化法は及んでいないという流れになっています。これは事実として御説明させていただきます。もちろん、それを対象とすべきだという声もあります。まさにそういうものを含めて対象とすべきだという声ももちろん、デジタル臨調などの委員の先生方でもありますけれども、今のところの標準化対象業務は国の法令で住

民サービスとして提供しなきゃいけないものと定められているもの、それを対象とした業務の標準化というものをしているということでございます。

○渡邊理事官 あと、チェック機能について、具体的にどのようなチェック方法があるかとか、その対象の事務をどうするかということでありませけれども、御提言させていただいておりますが、基本的には、特段、事がなければ、検査権はそのまま確保するというか継続するものなのかなと思っております。もし拡充とするならば、例えば会計管理者に対する報告義務、その報告の内容をどうするかとか、そういったところを法制化するか、もしくは技術的な助言で提示をするかとか、そういったことはあり得るのかなと思っております。ただ、会計管理者の報告義務と、それが会計管理者によっても検査できるという規定以上の権限というのはそんなにないのかな、その権限をどれだけ拡充させるかという方向ではあり得るかと思っておりますけれども、新たな権限として追加するというのはあんまりないのかなというふうには思っております。

○高橋座長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

片桐先生、いかがでしょうか。

○片桐構成員 ありがとうございます。

仕組みというか問題の論点の所在がよく分からないのでお伺いしたいのですが、抽象的にこういう問題があるというのはよく分かるのですね。ただ、公金支出事務における私人委託というのがどういう場合に使われるのかというイメージがよく湧かないところなんです。例えば、そもそも支出の末端の最後の支払の部分私人に委託するというのが想定される場合って、基本的に地方公共団体から前渡しで資金が渡されていて、この資金を使って支出事務を取り扱っていくということになるのだと思うのですが、その多くは、基本的には例えば補助金とか助成金みたいな形で、ただの前払金なんじゃないか、前渡金なんじゃないかというふうに思うんです。そこを超えて、さらに支出事務として、会計法で言うところの資金前渡官吏と呼ばれているものの私人委託だと思うんですけど、こういうのがあり得るのかどうかというのがよく分からないところです。

もう一つは、そもそもこういう前渡しをしなくちゃいけないときって、例えば銀行口座への、要するに指定金等の口座へのアクセスが悪くて、現金を取りあえず手元に置いておかなくちゃいけないみたいな状態のときだと思うんです。そうだとすると、現金を手元に置いておかなくちゃいけない状態というのはどういうことなのかというもののイメージもつかないんです。

さらに3番目ですけど、いろいろ監督だとか手続だとかという話が出てきましたけれども、私人が現金を渡して、その現金でもって支出事務を繰り返し行ってもらうような場合には、一番の問題は振替使用みたいなものができるかどうかなんだろうと思います。この点についても議論が必要なんじゃないかということと、それからすみません、2ページの図もちょっとよく分からないんですよね。僕が会計法を中心に勉強しているからなのかもしれないんですが、会計法の前提となっている機関設計と随分違っちゃってびっくりしているんですけど、ちょっとこの辺も含めて御説明いただけないかって。すみません、よく分からないところだらけなんですけれども、もうちょっと説明してくださいということで、申し訳ないですけど、よろしくお願いします。

○高橋座長 最後の御質問はまた別にして、その前ですね、まず御回答ください、事務局。

○渡邊理事官 まず、片桐先生がおっしゃっていたような、あらかじめ資金を前渡ししてお金を支払う、銀行口座とかが不明確であるとか現地において支払をする必要があるとか、そういったものを主として運用されてきているというのが実態としてあったということだと思いますが、今回、問題提示させていただいたのは、1ページの例示にも書かせていただいたところもあるんですけど、新型コロナウイルス感染症対策の関連で、実際に厚生労働省のほうからお医者さん、看護師さんに報償金を支払ったものがあるんですけども、これは都道府県がお医者さんに払うという仕組みをつくったところでありますが、お医者さんに対して直接支払をするというのは非常に手間暇かかるし時間もかかるので、都道府県の国保連合ですと、病院の口座情報を持っているわけですので早期に支払ができることとして、都道府県の国保連合に支出事務の委託をして、そこから病院に支払をし、病院がお医者さんなり看護師さんに報償金を払うという仕組みをつくったんですけれども。私人委託をしたいというニーズはあるけれども、3ページに關係条文もありますが、その際、どの経費に該当するかといったときに、とても不明確であったということがありまして、最終的には12号ですけども、非常災害のため即時支払を必要とする経費、ここに該当するというふうに解釈をして支出事務を可能としたという現実がございました。ただ、非常災害のため即時支払を必要とする経費として素直に読めるかということ、ちょっと素直に読めないところもありますので、民間の保有している情報などを活用して早期に支払をするという場面において私人を活用することについては、もうちょっと幅広く認めていいのではないかというような問題意識はございました。そんなことから、今回、御提示させていただいたところでありまして、

過去でありましたら、資金をあらかじめ渡して、口座情報とか知らないような場合においても運用してきたんですけれども、現時点においては現時点なりの事情なりニーズというものがあんじゃないかというふうに思っております。

○片桐構成員 すみません、ちょっと今のもよく分からないんですけど、そもそもお医者さんに対する報償金の仕組みがよく分かってないのですが、施行令第161条、第165条の3の仕組みというのは、やっぱりあくまでも現金払いが基本で、資金の支払を担当している職員に渡した上で、そのやり方を私人に対しても、じゃあ、これ渡しておくから支払って来てねでお使いに出すことも可能だということなんじゃないかと思うんです。先ほど言われていたような仕組みというのは、例えば国保連合とかに事業をさせて、それで補助金として出すという仕組みだとかじゃいけなかったのかという疑問もあるわけで、言われたような仕組みであるならば、前渡金の私人の支出委託という仕組みを使わなくちゃいけない必然性もよく分からないところです。それを言っても詮ないことなんですけど、要するに、結局のところ、ほかの制度でやれるのもこっちで充てるということの意味がちょっとよく分かってないので、もうちょっとだけ説明していただかないと、何とも分からないなと思うんですよね。私も自治法の逐条とかも見ていますけど、その中でも、そもそも支出の私人委託って相当に説明の薄いところでした、そんなに重要な制度だと思っていなかったの、急に言われると、ちょっとえっ？ となっているんですけど、いかがでしょうか。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官 この条文を御覧いただいても分かるように、支出事務の委託と資金前渡って関わりのある制度でありまして、本来であれば、資金前渡という制度が昭和38年以前にありまして、その資金前渡ができる相手方というのは私人であろうと職員であろうとどっちでもいいという運用をされてきたところがあります。なので、根っこは同じ資金前渡という仕組みが前提となることは先生御指摘のとおりだと思います。その上で、私人における取扱いと資金前渡という仕組みにおいて私人に渡す仕組みと職員に渡す仕組みというのはそれぞれ違うものとして適正な厳格な運用を行えるようにというのが昭和38年の改正として行われたという経緯があります。なので、根っこは同じだということでもあります。

あと、先ほど私が申し上げた例示で、補助金ということでもいいんじゃないかというのはあるんですけれども、それは経費を支出する目的として、地方公共団体が直接支払

うべきものなのか、それとも補助事業とすべきなのかというのは、事業の目的として分けられるべきものでありますので、それは事業なり事務の目的に応じて判断されるべきでありますし、地方公共団体が支払をするべきものであって、その支払の事務を民間なり私人にお願いするということであれば、支出事務を行うということなんであろうと思っております。補助事業であれば、補助の主体というものが事業主体となって、それに対してどう財政的な支援をしていくかということであります。先ほど申し上げた例というのは、あくまでも地方公共団体、都道府県の事業として行ったものでありますので、私人委託ということになったのかなというふうに考えております。

○片桐構成員 だから、健保のような既に療養給付費みたいな事務を執り行っている、あるいはお医者さんに対する支払を行っているような公共団体外の基金があって、そこに事務を委託するというぐらいただたらまだ分かるのですが、新しいニーズってあるんですかねということなのですが、わかりました。

ありがとうございます、すみません。

○高橋座長 いやいや、事務局、ですから、それ以外に何かニーズの見込みがあるのかという御質問だと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○渡邊理事官 これは最初、項目としては、例えば第161条の15号ですけれども、2月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは云々と書いているところではありますが、これは長期間にわたって継続的に支払をするものについて、支出事務の委託をしたいというニーズに基づいて追加していただいた経費であります。これは平成16年に追加させていただいたものですが、本来的に長期間の支払に対して、反復するものに対して、支出事務の委託をしたいという構造改革特区の要望があって、それを踏まえて改正させていただいたものであります。ただ、直接、支出事務の委託の第165条の3に書けないので、資金前渡と支出事務の委託という制度がパッケージとしてありますので、資金前渡の条文のほうに書かせていただいておりますけれども、支出事務のニーズとしてあったものですから、15号は追記させていただいたものであります。一定程度、自治体のニーズはあるというふうには思っております。

○片桐構成員 すみません、第161条の15号も資金前渡をした上でやっているんですか。

○渡邊理事官 はい、そのように運用していると思います。

- 片桐構成員 それは必要なんですか。要するに、支出負担行為だけを委託すればいいんであって、資金を渡す必要はないんじゃないですか。
- 渡邊理事官 それは自治体の要望を踏まえて改正はさせていただいたところであるんですけども。
- 片桐構成員 だから、結局、第165条の3が資金前渡を前提として私人委託をするということになっているからそういう話になっちゃうんであって、支出行為のうちどこの部分が私人委託できるかというのを切り分けた上で、前渡するなら前渡する、あるいは指定金に払出しの請求をするんだったら、そういう仕組みにするとかというふうにすれば、公金管理の観点からは、より安全なような気がするんですけど、いかがですか。何が言いたいかというと、この仕組みを取っちゃうと、支出行為が私人に委託されるだけじゃなくて、預金管理も分散することになって、それこそ二重にリスクがあるんじゃないかということを申し上げたいんですけど。
- 渡邊理事官 この際のニーズとしては、当時、鳥取県からの要望があったんですけども、庶務センターというものをつくりたいと。包括的に会計事務をアウトソーシングしたい。その際、実際に会計事務を私人にアウトソーシングしたいということで御提案としてあったものですから、それを追加させていただいたということでありまして。制度上のそごがあるということであれば、そこはちょっと検証しなきゃいけないと思いますけれども。
- 片桐構成員 会計事務のアウトソーシングというときに資金前渡が必ず必要なのかと言われたら、そうじゃないように思うんですけど、どうでしょう。だから、今の施行令の立てつけだと、資金前渡しと、それから私人委託がセットになっているわけですけど、公金支出の私人委託の話と資金前渡しをセットにしなくちゃいけない必然性ってなくて、そこを切り離した上で何が私人委託できるかという議論をするほういいのではないのでしょうか。資金前渡しということは、前渡しをした先に公金の一部がプールされる状態になるわけじゃないですか。その意味で、国庫統一じゃないんですけど、金庫統一という観点からはよくないと思うんですよ。
- 三橋行政課長 御指摘、よく分かります。資金を交付するということはお金を渡すということなので、だから逆に言えば私人への支出権限の委任ということになっていくんだらうと思いますけれども、資金の交付の話と私人委託の話は分けて議論をしてもいいんじゃないかという御指摘はなるほどなと思うところがあります。ちょっとそれは再検討

してみますけれども、もともとの出発点は、今、渡邊理事官からありましたとおり、経費自体がかなり今、限定されていますが、これまでの過去の経緯もありますとおり、何か要望があれば、それを見直して経費を追加していくというふうな改正が行われてきたことを考えると、今回、こういうふうな経費を限定している経費限定ということを外して、外すというのは変ですけど、条例に委任するとか、そういう方法を考えてもいいんじゃないかという発想が一つ。それは、具体的に今、差し迫ったニーズがあるのかと言われると、コロナウイルスの医療従事者への報償金みたいな話は別に整理すればいいんじゃないのかと言われたらそのとおりかもしれませんが、今、差し迫ったものがある、あるいは強いニーズがあるというものは収納のときほど強くはないですけども、将来のことを考えてやったほうがいいんじゃないかという観点が一つ。

なぜ我々がそう思っているかということ、地方自治法の第243条の条文本体を見ていただきますと、徴収と収納、支出を一緒に書いている条文なんですね。ですから、今回、徴収や収納について、法律又はこれに基づく政令に特別な定めがある場合を除くほかということをしていって、徴収もしくは収納というのを委任した経費について、私人に行わせるということにするならば、当然、支出の部分はどうするんだという話になるわけですね。ですから、支出の部分についても条文を分けて、支出は今までどおりやりますよという道に行くのか、それとも同じように一定程度、自治体の裁量に任せてやったほうがいいのか、そういうふうな議論をしたかったというのがそもそもの発想なんです。

○片桐構成員 分かりました。ちょっとそれについても思うところがありますけれども、私のほうばかりでもあれですので、落ち着いてからまた御質問させていただければと思います。取りあえず、一旦引き取ります。ありがとうございます。

○高橋座長 片桐先生、2ページの説明は良いのですか。

○片桐構成員 お願いできますか。これもちょっとよく分からなくて。これもあまりにも現金前提だなという感じがしていて、今、指定金制度なので、基本的には指定金等に支出をなさいという命令書を出すんですよね。その事務自体が会計管理者の権限だということになるんだと思うんですけど、それが基本だということになるんだと思うんですけど、支出負担行為とか支出命令とかも会計管理者の権限なんじゃないんですかという疑問なんですけど、この辺、どうでしょう。

○渡邊理事官 支出負担行為が会計管理者の権限じゃないかというお問合せ？

○片桐構成員 はい。

○渡邊理事官 それは地方自治法の第232条の3、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとありまして、ここの資料に書いてありますけれども、長の権限として、予算を調製し、及びこれを執行することとありますので、予算執行行為として支出負担行為が含まれるというふうに解釈されているところであります。

○片桐構成員 ああ、なるほど、分かりました。この点で会計法とかとはちょっと仕組みが違うということですね。理解しました。ありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

ほかの先生方、いかがでしょう。じゃあ、小西先生、どうぞ。

○小西構成員 ありがとうございます。

今の片桐先生の御議論を聞いていて、すごく難しいところだなと思いましたが、まず、確認ですけど、地方自治法施行令第161条の資金前渡の現金支払をさせるためという現金支払という言葉の中には支出負担行為は含まれるのでしょうか。まず、その点、確認させてください。

○渡邊理事官 資金前渡をする場合は、支出負担行為を委任することもできることになっております。

○小西構成員 現金支払をさせるためという言葉で当該職員に支出負担行為の委任もできると。

○渡邊理事官 それは別途の委任行為として支出負担行為を委任するということになるかと思えます。

○小西構成員 そうですね。つまり、長の権限だから、それを別途委任するということですね。

○渡邊理事官 はい。こちらの支払は会計管理者の権限ということだと思えますので。

○小西構成員 そうですね。だから、支出負担行為の権限と、会計管理者の支払の権限のほうが第161条で委任できることになったということですかね。

○渡邊理事官 はい。

○小西構成員 支出負担行為の権限は第161条に基づくものではなくて、別途、長の部下に委任するということでしょうか。

○渡邊理事官 自治法第153条だかの権限の委任ということだと思えます。

○小西構成員　ということですね。だから私が片桐先生の議論を聞いて思ったのは、第165条の3の支出の事務の委託というのは先ほど御説明あったように非常に広いんであるとすると、第161条の経費の項目を引いてきているというのは、ちょっと無理があるんじゃないかな。先ほど第165条の3と第161条が一体であるというふうな御説明だったんですけど、本当にそうなのかなと。ちょっとこの辺り、注意したほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。つまり、なぜならば、第165条の3というのは支出事務の全部を委託できるというふうに読んでいるんだとすると、第161条はあくまで現金支払をするという範囲のことを言っているので、必ずしもイコールというふうに考えてないんだと思いました。

それが一つと、もう一つはいただいた資料の4ページの(1)の丸の1つ目ですけど、条例に定めることとしてはどうかと書いてあるんですけども、経費を条例で定めるというのにちょっと違和感があって、つまり、種類については規則で定めるんじゃないかなと思ったんですね。むしろ、先ほど来の議論を聞いていると、どの私人に委託するかということを条例で定めているのがまさに指定金融機関の指定の問題であって、つまり、この私人だったら信頼できますから委託しましょうねというときに条例の議論になるので、どの範囲ということになると、これは長の規則、決定権というのが今までの立ってつけだったんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○高橋座長　事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官　まず、支出事務の委託と資金前渡がパラレルではない——パラレルというんでしょうか、一体じゃないんじゃないかということですけども、制度の経緯としては、先ほど申し上げましたように、昭和38年前は資金前渡の制度として、その相手方が私人であるか職員であるか、両方に資金前渡できる制度として一本の制度として運用されてきたということでありまして、それを適正な運用を図るために制度を分けまして、ただ、根っこは同じなので、支出事務の委託をすることができる経費は資金前渡の規定を引用して、そういう法律の立つけとしておりますが、それは私人に対するものと職員に対するものということでありまして、その取扱いには差異があるのかなと思っております。ただ、そのような形で制度を改正してきたという経緯は過去の改正経緯とかの書物ではそのように書かれているところです。

あと、経費を条例に委任するか、規則に委任するか、これは一定の政策判断というんでしょうか、両方あり得ることだと思っております。規則に委任するというのも、当然、

あり得ることだと思っております。地方公共団体の財務会計に関する事項は、基本的には首長の規則に委任するというのが地方自治法の施行令でそのようなことが書いてありますので、条例に委任するという特別な法令の根拠がない限り、規則に委任するというのが財務会計制度の建前ですので、規則に委任することは十分あり得ることだと思っておりますけれども、公金管理の取扱いの原則を解除するための判断として議会の議決が必要なんじゃないかと、収納のときにも同じような説明をさせていただきましたけれども、支出についてもそのような取扱いとすべきではないかという御提案をさせていただきますところではあります。

○高橋座長 そこは考え方を明示したほうがいいかもしれませんね。どうもありがとうございました。

小西先生、それでよろしいでしょうか。

○小西構成員 はい、ありがとうございました。

○高橋座長 じゃあ、建部先生、いかがでしょう。

○建部構成員 今、私人委託について議論していると思うんですけれども、資料1に戻りますが、資料1の3ページに私人委託についても地方自治法第243条の2の2、職員の賠償責任の規定を準用する規定を置くべきではないかという木村先生の御指摘がありました。ほかを見ますと、職員の場合には自然人、個人ですけれども、私人委託する私人というのは、いわゆる誰か特定の個人に委託するということは……。

もう一つ細かい点なのですが、地方自治法第243条の2の2の第1項の柱書きの後段のところ、次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの、この「指定したもの」ですけれども、私、今、e-Govを拝見してまして平仮名になっているのですが、これ、もしかしたら、ほかの規定との関係で言いますと、漢字の「者」になるべきなのかなと。この点、すごく細かな話ですけれども、ちょっと今、気になったので、せっくなのでお伺いしようと思いましたが、この「もの」は平仮名でいいのかな、細かな点ですけれども、併せて教えていただければと思います。すみません。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官 最初のほう、ちょっと音声があいまいじゃなかったものから、後半の第243条の2の2の第1項の職員で普通地方公共団体の規則で指定したものの「もの」がなぜ平仮名なのかということに関しては、法令の規定の考え方として、職員のうち、

何々なる者というふうに大きな概念を示した上で具体的なことを書くような記述をする場合にあっては、この場合の「もの」というのは、実際、職員を指しているものでありまして、ただ、文言を繰り返して複雑な書き方にならないようにということで省略するということでしょうか、簡便な表記をするときには平仮名の「もの」を使用しております。なので、先生おっしゃるように、意味合い的には者とか職員だということだったんですけど、「もの」というふうに平仮名を使うということが法令の書き方のルールとなっているところであります。

○建部構成員 ありがとうございます。

○高橋座長 前半が聞き取れなかったようですので、繰り返していただければありがたいですが、建部先生。

○建部構成員 私人委託を拡大する場合、賠償責任の第243条の2の2が必要ではないかというのが前回議論されたところであり、資料の1ページにあるところかと思うんですけれども、第243条の2の2は、いわゆる職員個人の責任の所在を定めたものであって、今、御議論を伺っていますと、私人委託の私人はいわゆる個人ではなくて、何らかの組織を前提にしていますので、もし委託先の機関の職員が何か問題を起こした場合の責任の所在というのは、第243条の2の2のように、個人の行為を前提としたものとは違った立てつけになるかと思っておりますので、もし整理されるとしたら、個人の責任ではなくて、委託先の機関の管理責任であるとかが問題となってくるというのを、もし何か見直しされる際には個人の問題と管理責任というものを意識した整理をされる必要があるのかなと思いました。すみません、聞こえにくくて。

○高橋座長 どうもありがとうございました。今のご発言で明瞭に分かりました。

事務局、いかがでしょうか。

○渡邊理事官 収納、徴収の場面でもいろいろ御指摘いただいたところでありますが、職員の賠償責任と同様の取扱いをどうするかというところは、我々としても収納なり徴収事務の件等を含めて併せて検証しなきゃいけないと思います。ただ、一般的に契約というんでしょうか、法律の直接の根拠というよりも、一般私法の取扱いとして、損害賠償責任等、契約上定めていることが一般的であろうかと思っております。それに重ねてどうするかということにはちょっと考えなきゃいけないと思っております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。建部先生、よろしいでしょうか。

木村先生、いかがですか。

○木村構成員 今回の建部先生の御指摘は、私の前回の指摘の延長線上にあるでしょうから、私自身はぜひ、そうした観点を含めて、自治法の第243条の2の2を拡充していただきたいという思いはありますけれども、今の事務局の説明にもありますように、今後の課題ということで理解しておりますので、ひとまずそれでよろしいかと思えます。

同じように、前回のおさらい的なことで申し訳ないのですが、前回、石川先生から、フランスでの私人委託の範囲について御質問いただいて、一部不明確なところがあって反省しておりますけれども、まず収入の場合、基本的な要件としては、日本で言うところの担保金の提供、ノミナルな国庫納付がなされるというのが基本であって、その意味で日本よりは厳格であると理解しておりますし、また、再委託については、担保金の提供があるわけですから、基本的に認めていないようです。今のが収入の話ですが、支出についても同じような原則が通達に書かれていますので、恐らく今回問題となっている支出についても同じような考え方が妥当していると理解しております。ただ、法令の根拠があれば別だという記述も教科書的にはありますので、例外はあり得るということになると思えます。

以上、前回の補足をさせていただいたということで、あと幾つか申し上げたいことがあるのですが、一番最初に片桐先生がおっしゃった補助金との関係というのは、これはまさに事務局御説明のとおり、別の枠組みということになると思えます。何か特定の事業をやって、そこに補助金などを交付する場合、冒頭申しました公金の概念から外れるわけですので、ここの問題ではない。国の場合で言えば、持続化給付金とかキャッシュレスの還元事業などは、事業自体を外に出しているという整理になると思えますから、ここでの支出事務の話とは別ということで、あくまで公金として自治体が確保しているものについて、その事務を委託するという問題だと理解しております。

それから、会計法との並びで言えば、資金前渡の延長でこの制度を運用していくというのが自然な流れだと思いますが、その一方で、先ほど来、御指摘あったように、支出負担行為の側面もありますから、その辺については会計法で言うと、分任の支出負担行為制度を参考にした運用にすることがあり得ると思えます。公用クレジットカードなどで使っているような分任の仕組みがここでも応用できるのではないかということになります。ですから、資金前渡と分任の支出負担行為の仕組みを両にらみしながら制度設計をしていくということになると思えます。

それから、委託の範囲についてですけれども、4ページ目の見直しの方向性の最後の丸だと思いますが、支出負担行為全般についてまで委託をするということになると、前回議論された収入の場合について、徴収と収納を区別したことが想起されるわけで、あそこで厳格な仕切りをしているのに、ここで緩やかな仕切りをしていいのかという疑問は当然に出てくると思います。先ほど挙げた、事業として外出ししている持続化給付金のような場合には、まさに審査の業務というデリケートな作業を私人に委託しているわけです。ですから、こういう支出の場合の支出負担行為も認められてよいとすれば、収入の場合の徴収の行為についても、一定の審査や判断が求められる場合を含めて、委託してもよいのではないかという話になるはずです。その辺の調和をどう図っていくのか、正直なところ、収入のところで徴収と収納の区別を厳格に分けるという考え方について、私自身、完全には納得していませんので、それとの関係をどう整理していくのかということが問題になると思います。

先ほどの片桐先生のお話を私なりに理解すると、場合によっては支出負担行為のところだけを切り出すという、支出を伴わないで、支出負担行為のところだけを委任するという仕組みもあり得ると思います。いずれにしても、この辺も、支出負担行為というのは会計法の骨格をなす概念であって、この切り出しを広範に認めることには相当に慎重になるべきだろうと思います。仮に、実質的に支出負担行為の大多数を特定の私人に委託することになると、それぞれの自治体の財務担当部門が何のためにあるのかという疑問が出てくるはずでありまして、これと同じようなことが持続化給付金のところでも問題になりましたが、そういうことを含めてもろもろの話に波及する大きな問題だという雑駁な意見だけを述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○高橋座長 事務局、今の御指摘いかがでしょう。

○渡邊理事官 御知見いただきましたので、もう一回、我々としてのたたき台を示すときに検討させていただきたいと思います。

○高橋座長 どうもありがとうございます。

山本先生、いかがでしょう。

○山本構成員 少し議論になっている4ページの(1)のところ、私はまだ完全に理解できていないのですが、まず初めの丸について、先ほどの小西先生の御指摘で、条例事項か規則事項かという話がありましたけれども、もう一つ、指定金融機関の指定について

は、どこを指定するかが問題になります。ここでの御提案は、どういう経費について委託をするか条例でということですが、先ほどの医療機関等に対する給付の話聞いてみると、どの経費という話と、どこに委託するかという話がセットになっているような感じがするのですが、ここでの御提案は、あくまで具体的な経費について条例で定めるという御提案なのかを確認したいのと、それから次の丸はいろいろ問題があるところかと思いますが、この中で経費の性質を踏まえと書かれていて、これをどう判断するかが重要だと思いますので、完全に条例に投げてしまうよりは、法律の中に基本的な考え方、どういったことを考慮してといった考慮事項等を定めることが必要ではないかと思いました。

それから6ページの(3)の2番目の丸のところで、これらの手続を法令により明確に定めることとあるのですが、具体的にどのような法令をイメージされているのか、イメージがまだ湧かないので、どういう内容を法令に明確に定めることを想定されているかを伺いたいと思います。

以上です。

○高橋座長 いかがでしょうか。

○渡邊理事官 3点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、条例の規定事項というのは何なのかということでありまして、これは経費を考えております。というのも、今、支出事務を委託することのできる経費を政令で列挙しているということでありまして、政令で列挙していることをそのまま地方公共団体の裁量として条例で決められることとしてはどうかということでありまして、相手方の特定については、これは契約事項ということでありまして、法制上の制限ないものですから、その考え方を踏襲してみてもどうかということでありまして、なので、指定金融機関との並びで言わせていただいて、ちょっと説明不足であったと思いますが、公金取扱いの原則の例外を定める手法として条例でどうかということでありまして。

2つ目の支出負担行為をどの程度委任できるかということのを定性的なり、そういった規範で記述してみてもどうかという御指摘だったと思いますので、その点については、またちょっと検討させていただきたいと思います。

3つ目の6ページのあらかじめ指示書のようなものを法令でどのように規定していくかということでありまして、イメージとしては相手方の支払の目的とか支出額の算定、決定方法、その他の地方公共団体で定める事項をあらかじめ資金の交付と併せて受託者

のほうに伝えなきゃならないとか、そういうようなことを書くことをイメージしておりますが、これもちょっとイメージでございますので、しっかりとした検討を経ているものではございません。そんなイメージかなとは思っております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

これは次回、今の議論を踏まえて御提示いただくということになるわけでしょうか、事務局。

○渡邊理事官 次回は収納事務、支出事務併せて、報告書というものでしょうか、もうちょっと突っ込んだ形で、細かいところまで整理した上で御提示はさせていただきたいと思っております。十分に御指摘いただいたことを踏まえた上で、ちょっとまた提示させていただきたいと思っております。

○高橋座長 分かりました。

では私から2点だけ。1つは資金前渡とかなり密接になっているので、これを幅広く認めると、資金前渡も措置しなければならなくなるかもしれないのですが、そこはそういうことだと理解してよろしいんでしょうかということと、6ページの(4)、プライバシー保護の関係についても検討しないといけない、要するに通常の個人情報保護よりも厳正に行われているかどうか見なければいけないかもしれないと思うのですが、そこら辺、どうか。これらの点について御回答いただければと思いますが、いかがでしょう。

○渡邊理事官 現在の制度の立てつけですと、資金前渡ができる経費として認めることと、支出事務としてできる経費として認めることを過去の制度改正からすると、一定程度、パッケージとしてやっているというところがありますけれども、ただ、資金前渡ができて支出事務ができない経費というのがありますので、例えば犯罪捜査の経費というのは支出事務から除かれていることがありますし、自治体の規則で幅広く資金前渡が認められているんですが、支出事務についてはバスケットクローズのような規定は引用されていないこともありますので、基本的には資金前渡として書くんですが、必ずしもパラレルになるものではないと思っております。

あと、プライバシーのことでありますけれども、これは支出事務においてもプライバシーをどうするかというのは基本的には契約などで担保することになると思っておりますけれども、法令上どう担保していくかという御指摘でありますでしょうか。地方自治法令でプライバシーの保護というものを何か明記するというイメージで御指摘をいただいたということではありますでしょうか。

○高橋座長 個人的には何らかの規定があったほうがいいかなというふうに思いました。

御検討いただければと思います。

○渡邊理事官 検討させていただきたいと思います。

○高橋座長 片桐先生、手が挙がっていますが。

○片桐構成員 度々すみません。やっぱりちょっと分からないので、質問させてください。

2ページの図なんですけど、今度、下段の執行権限の部分なんですけど、通常、会計法とかだと支出機関と支払機関で区別されると思うんですよね。今、指定金の話が出てきましたけれども、指定金とかは基本的には支払機関というふうに整理がされると思うんです。指定金に対する支出命令とは別なのではないのかという気がするんですけど。要するに支払って一まとめにしても、実際に指定金から公金を別の私人の口座に払い込むとかという行為と、それからそれをそもそも命令に基づいて実行しなさいという決定をするという行為は区別されるんじゃないかと思うんです。資金前渡を軸に私人委託をするということになると、支出負担行為から始まり、支出命令、支出、そして支払って、全ての行為が私人に委託され得るということになるかと思うんですけれども、本当にフルパッケージで全体を私人に委託できるということを議論しなくちゃいけないのかというのがよく分からないところなんです。

というのも、公共団体の内部においてすら、基本的には最後の支出の部分は指定金にやらせているわけですよね。そういうことをすることによって、お金は全部、指定金の口座の中にあるという形で統一的に管理がされるようになっているわけじゃないですか。これをわざわざ例外として前渡しで別なところに公金のプールをつくる必要が本当にあるかということをまず考えていただきたいんですね。そのリスクを考えると、もうちょっと手をきれいに整理した上で、どこの部分を誰にどうやって委託するのかという制度設計が必要なんじゃないかということを申し上げたいです。その観点から、2ページの下図というのはもうちょっと細かくできたんじゃないですかということがお伺いしたいというのが1点です。

それから、せっかく私の問題意識を受けて、資料4についても作っていただいたので。これは非常にごもつともでして、ぜひそうされたほうがいいというか、これ、政令を変えればすぐにできることなので、できる限りすぐにしていただければなというふうに思います。長の規則に委任するというのがあるのかどうかということもよく分からないところなんですけど、できると書けばやるかどうか自治体の判断になるかな、公共団体の判断にも

なるかなというふうに思うので、それは普通に政令で書けばいいんじゃないかというのが個人的な感想です。

最後の点はコメントですけれども、資料3の2ページの図との関係でもうちょっと御意見を伺わせていただければと思います。

すみません、時間もない中、申し訳ないですけれども、よろしく願いいたします。

○高橋座長 事務局、いかがでしょう。

○渡邊理事官 資料2ページの図でありますけれども、これは指定金融機関がまずないことを前提として、地方公共団体内部の機関の機能分担を簡略に示させていただいたところであります。ですから、支払という権限は、地方自治法では、まず、会計管理者に委任されることになっておりまして、会計管理者の事務を指定金融機関が行うこととしていくということでもありますので、指定金融機関は会計管理者の現金の出納なり保管の事務を担っているというふうに御理解いただけるのかなと思います。支払というところには指定金融機関の行為も入っているということであると思っております。

その上で、現行制度でも支出事務委託というのは認められているところではあるんですけれども、本来的には支出事務の委託の制度すら、先生の問題意識としては疑問なしとしないという受け止めでいらっしゃるという御理解でしょうか。

○片桐構成員 私人委託すること自体、全くやるなと言うつもりは全然ないんですけど、基本的に公金のプールをどこかに1個つくるということには大きなリスクがあるということ認識すべきだということなんですよね。前渡金というのは、基本的にそこに資金プールを個別につくっていくことになるので、これを軸にして委託をするという制度を拡充するのではなく、それじゃなくて、より利便性を高めるんだったら、別の方法で資金の活用ができないかというのを考えるべきじゃないかということをお願いしたいということです。

○高橋座長 事務局、時間なので、そこは引き取って御検討いただけますか。

○渡邊理事官 御認識はよく分かりましたので、検討させていただきます。

○高橋座長 片桐先生に資料4のコメントをいただきましたが、残りの時間で資料4につきまして追加的にコメントをいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。資料4は口座振替の話ですが、これはこれでよろしいということ。

○木村構成員 よろしいですか。

○高橋座長 どうぞ、木村先生。

○木村構成員 発言を認めていただいたということで、口座振替の範囲については、前の研究会でも議論させていただいておりました、具体的には、自治体から離れたところに住んでいて、その自治体に土地を持っていて固定資産税がかかるといった場合を念頭に置いた話だと理解しております。そういう場合に、指定金のテリトリーから外れたところに住んでいる人が口座振替を希望した場合、困らないんですかという話を、前の研究会で問題提起させていただいたことがあります。その研究会には自治体の方がいらっちゃって、郵便局で口座振替ができるということで、実際上はそれほど困らないというコメントをいただきました。そこで、果たしてどれだけのニーズがあるのかというところを知りたいというのが1点でございます。

それから、もう1点、これはコメントですけれども、こういう改正をすると、指定金の特殊性というものがどんどん薄くなっていくと思います。指定金、収納代、指定代といったネットワークの特殊性がどんどんなくなっていったら、銀行の側からすると、指定金の魅力がますますなくなっていくではないか、担保提供も要らないでしょうという話につながる可能性はあると思います。そういうことで、少し慎重に考えたほうがよいのではないかというのが私の意見でございます。ちなみに、フランスの仕組みは、日本との比較は難しいですが、図式的に言えば現行制度に近い形で、口座振替の範囲を限定しているわけでありますので、現行制度を維持するというのも一つあり得るところだと思います。結局のところは、伝統的な会計法の考え方、つまり特定の機関や特定の職員にのみ、公金の管理を委ねる、財務会計職員とか指定金のような特定な人や機関にのみ委ねるという考え方をどこまで修正するかという、大きな問題になるわけですので、あえて反対はしませんが、慎重に考えていただいた方がよいのではないかという意見だけ、述べさせていただきます。

以上です。

○高橋座長 時間の関係上、追加で御発言いただいて、最後に事務局にまとめていただければと思います。資料4につきまして、御意見頂戴できればと。では、小西先生、どうぞ。

○小西構成員 私もここはすごく迷っていて、今の木村先生の御指摘も踏まえて、地方公共団体に判断させてもいいのかなというふうに思っているんです。ですから、改革というか、緩和の方向性に私はどちらかというところ肯定的です。例えば京都府などは収入証紙による支払方法をもうやめちゃうというふうなことを来年度からやることになって

いるので、やっぱり口座、ＡＴＭで振込ができるという簡易な方法が収入証紙を買いに行くよりはるかに簡単なので、時代の流れからすると、こういう方向なのかなという感想を持ちました。ただ、御指摘のように指定金の意義とか、そうした点で、ちょっと大きな改革かもしれないなというところで、少し迷っているところもあるのが正直なところですよ。

感想ですが、以上です。

○高橋座長 よろしいでしょうか。

それでは、事務局、最後にまとめてください。

○渡邊理事官 ありがとうございます。御意見いただきましたので、またそれを踏まえて修正なりさせていただきたいと思っておりますけれども、口座振替のニーズというところで木村先生がおっしゃっていたところですが、具体的に自治体のほうから寄せられたということは特にありませんでして、ただ、研究会での御指摘を踏まえて、なぜないんだと、そういうような口座振替とか口座振込とか認めてないんだといったときに、それまでコルレス契約がバイで締結されていたりとか、そういったことを踏まえた制度改正が昭和38年に行われていたので、世の中がリニューアルされているのであれば、それに伴って改正をすべきなんじゃないかという一般的な理由によって提案させていただいたというものであります。今回、またいろいろ御意見いただいたので、またそれを踏まえて御提案させていただきたいと思っております。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは予定された時間となりましたので、本日はこの辺りで議事を終了させていただきたいと存じます。

最後に次回、第8回につきまして、事務局から御説明を頂戴したいと思います。

○渡邊理事官 本日はありがとうございました。

次回は3月2日に予定させていただいております。本日もしくは前回、具体的なたたき台について御意見いただきましたので、それを踏まえた上で、またそれをちょっと形にした方向性を提示させていただいて御議論いただきたいと思います。思っております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋座長 本日も活発に御議論いただきましてありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。引き続き何とぞよろしくお願いいたします。